

福島原発事故 国も責任

3/18 5時



原子力事故損害賠償請求集団訴訟で全国初めての
一部勝訴を知らせる群馬弁護士団＝17日、前橋地裁前

集団訴訟で初判決

東京電力福島第一原発事故で福島県外に避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟の判決が17日、前橋地裁でありました。原告側裁判長は津波の予見可能性があったと認め、国と東電に総額3855万円、約1万2千人が参加しており、集団訴訟としては初めての判決。各地の裁判に大きな影響を与えるものになります。

↓関連⑥面

「防ぐこと可能だった」

東電とともに賠償命令

前橋地裁

前橋地裁前に各地の訴訟
原告団・弁護団が駆けつけ
「国の賠償責任を認めろ」
などと書かれた幕が掲げら
れると拍手が起きました。

20世帯)の計137人で、1人当たり1100万円の損害賠償を求めているもの。原告は、▽政府の地震調査研究推進本部が2002年に「長期評価」でマグニチュード8クラスの地震が起ころうと指摘、東電は08年に15・7級の津波到来を試算していた▽防潮堤設置や非常用電源設備の高台設置で事故は防げた」などとして、「国、東電は津波規制権限を行使しなかったを予見し、事故を回避することができた」と主張していました。

判決は、▽東電は遅くとも02年7月から数カ月後の時点で事故の予見が可能だった▽国は遅くとも07年8月の時点で、東電の対応では事故対応が達成されることを期待できないとの認識があったとして、「事故を防ぐことは可能で、国ができたのか」と言われつつも、「国と東電の責任を認めさせました。心からうれしかったです。この賠償額で納得できるのか今後のことを考えていきたい。夢中で6年間生きてきて、たまたまきたことは良かったと胸を張れます」と述べました。

住民の分断招く格差

東日本大震災・原発事故から6年。東京電力福島第1原発事故による損害賠償や除染、廃炉などの費用は、昨年末の政府試算では21・5兆円に膨らむとされました。被災者への賠償のあり方、原発事故費用を国民に負担転嫁する仕組みづくりの問題点を、原発賠償問題に詳しい大阪市立大学教授の除本理史さんに聞きました。

(聞き手 中東久恵)

大阪市立大教授 除本理史さん



よけもと・まさふみ 1971年生まれ。専門は環境政策の調査を福島県などで行った。福島の復興や避難者の支援に『公害から福島を救う』を著す。著書に『公害から福島を救う』(岩波書店)など。



事故後6年たつて、原発事故に伴う避難指示区域(原発から20km圏内など)に事故直後に設定された旧警戒区域、旧計画の避難区域)からの強制避難者への損害賠償が一定程度積みあがってきたことは事実です。しかし、

根本的には賠償の中身の決め方の問題があります。

最初からボタンの掛け違えがあり、当事者の声をきちんと反映しないまま決めてしまっている。それが納付感を得られないままこまごまと進んでいっています。

避難指示区域の外側の「自主避難者」には、賠償はほとんどない。仮設住宅の提供(民間借り上げ住宅も含む)住宅無償提供が行われてきたことで、多くの「自主避難者」は避難生活を続けることができています。

これは賠償ではなく、災害救助法にもとづいた被災者支援の仕組みです。これもこの3月に打ち切られようとしています。賠償が早い時期に打ち切られた旧緊急時避難準備区域の人たちなども、同じ状況にあります。

3月末で帰還困難区域を除き避難指示が解除される福島県飯館村。除染で出た廃棄物の入ったフレコンバッグが並んでいます=2月



らつきがあります。しかし、とくに食品加工、観光関連というところでは、被害の継続性は強いというのがある。あらためて算出がなされた。どちらでも自然が基盤になった産業です。

追加被害は線量長期目標として、年間1mSv以下になることを目指す。政府試算では2・5兆円が4兆円に膨らみま

もう一つは、避難指示区域の内側と外側で線引きがあり、大きな賠償の格差があることで、被害の大きさ、輿論とかけ離れた賠償の格差があります。それが住民間の分断を招いているのは深刻な問題です。

ささまざまな困難を抱えた人たちが避難生活を続けられなくなることが懸念されています。昨年11月には避難指示区域外の業者の月には避難指示区域外の業者の

賠償は打ち切られて、個別の因果関係の判断としますが、その段階に一定の賠償を認める状況にはないかのように思っています。

賠償は打ち切られて、個別の因果関係の判断としますが、その段階に一定の賠償を認める状況にはないかのように思っています。

賠償は打ち切られて、個別の因果関係の判断としますが、その段階に一定の賠償を認める状況にはないかのように思っています。

賠償は打ち切られて、個別の因果関係の判断としますが、その段階に一定の賠償を認める状況にはないかのように思っています。

東電国費救済の異常

福島第1原発による事故費用は本来、事故を起こした東電が負担するべきものです。ところが、債務超過で法的整理が不可避であった東電を延命させて、それを大手電力会社や支

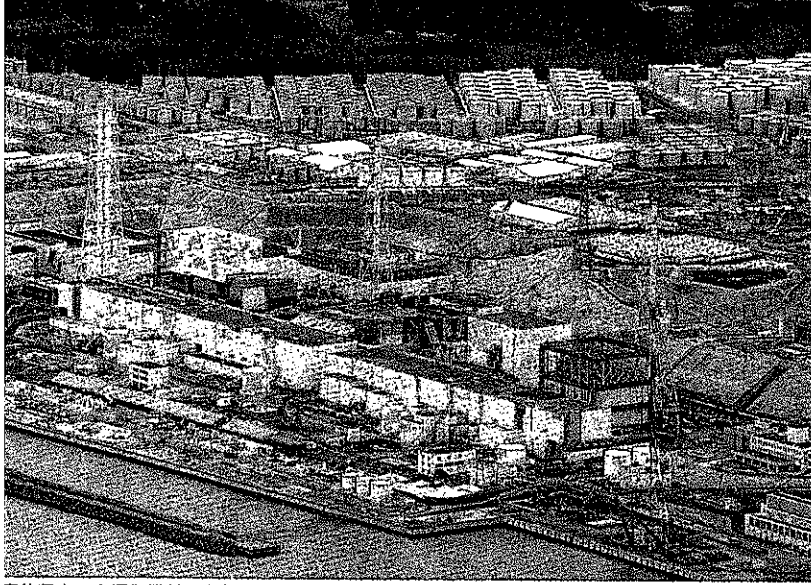
国費をもとに同機構が資金援助し、いまそれが7兆円に近づきつつあります。東電(一般負担金十特別負担金)と大手電力(一般負担金)は負担金として機構に返す仕組みです。一般負担金は電気料金に転嫁でき、消費者の懐から行われています。

電力自由化がすすんでいて、16年4月から小売りの全面自由化が行われ、20年には営業費用と利益が確実に回収できた格差

負担金の仕組みは残す一方、そのとまでは避けてきました。そこへ電力自由化がすすんできて、この仕組みも危うくな

てきたからというので、昨秋から政府主導で、不透明な非公開の審議、スピード審議で再構築

国民負担が必要なのであれば、どういった仕組みであるか、きちんと国民的に議論することが必要だと思えます。



事故収束、廃炉作業が予定から大幅に遅れている福島第1原発。国の試算によれば、廃炉費用は8兆円にも膨らむとされます(本紙チャーター機から、3月撮影)

損害賠償についていって、東電が払った分は、国からの交付

国費をもとに同機構が資金援助し、いまそれが7兆円に近づきつつあります。東電(一般負担金十特別負担金)と大手電力(一般負担金)は負担金として機構に返す仕組みです。一般負担金は電気料金に転嫁でき、消費者の懐から行われています。

電力自由化がすすんでいて、16年4月から小売りの全面自由化が行われ、20年には営業費用と利益が確実に回収できた格差

負担金の仕組みは残す一方、そのとまでは避けてきました。そこへ電力自由化がすすんできて、この仕組みも危うくな

てきたからというので、昨秋から政府主導で、不透明な非公開の審議、スピード審議で再構築

国民負担が必要なのであれば、どういった仕組みであるか、きちんと国民的に議論することが必要だと思えます。

3/8 放